

令和6年第8回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年 8月 15日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 議長 山本 正二 | | |
| 1 番 武藤 康志 | 2 番 伊藤 新司 | 3 番 俵 薫 |
| 4 番 井町 哲 | 5 番 伊藤 美和子 | 6 番 縄田 善博 |
| 7 番 倉増 知 | 8 番 前田 耕次 | 9 番 中嶋 友之 |
| 10 番 中野 修 | 12 番 中嶋 誠 | 14 番 岸 英法 |
| 15 番 馬屋原 眞一 | 16 番 高見 清 | 17 番 村上 浩一 |
| 18 番 安富 法明 | 19 番 山本 正二 | |
- 4 欠席農業委員
- | | |
|-------------|------------|
| 11 番 石田 健治郎 | 13 番 安部 好恵 |
|-------------|------------|
- 5 出席推進委員
- | | | |
|-------|--------|-------|
| 佐藤 和美 | 岩山 澄男 | 安永 彰 |
| 山田 孝治 | 大橋 つや子 | 平山 千恵 |
| 山縣 正明 | 松田 康浩 | |
- 6 事務局
- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 事務局長 河野 哲広 | 副主幹 井村 光敬 | 主査 柳井 信吾 |
|------------|-----------|----------|

事務局	午後 2 時 0 0 分開会 互礼。
議長	それでは只今より令和 6 年第 8 回総会を開会いたします。 本日の出席委員 1 9 名中 1 7 名、よって本総会が成立していることをご報告いたします。ちなみに本日欠席の委員、石田委員、安部委員の 2 名でございます。 それでは美祢市農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により、議長より議事録署名委員を指名したいと思います但よろしゅうございますか。それでは 1 0 番 中野委員、1 2 番 中嶋委員。よろしくお願いいたします。 それでは議事に移りたいと思います。議事順位第 1 位 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	3 件朗読。 農地法第 3 条許可申請 3 件について、説明します。 1 件目。資料 1 を参照してください。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。申請地は譲受人の所有する田と隣接しており、申請地を既に譲受人が借りて耕作しています。また譲渡人が遠方に住んでおり自ら管理することが困難であるため、貸借を改めて所有権を移転します。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないものと考えています。 2 件目、資料 2 を参照してください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人と譲渡人の間で住宅の売買があり、その際に隣接する農地も菜園として一緒に購入することとなりました。この件につきまして農地法第 3 条第 2 項の各号について抵触しないものと考えています。 3 件目、資料 3 を参照ください。本件は新規就農にあたります。譲受人、●●●●、●●さん。譲渡人、2 名ほどおります。●●●●、●●さん。●●●●、●●さん。権利については、所有権の移転です。土地の表示については、記載のとおりです。譲受人は今年 1 月に●●●●に住居を取得しましたが、さらに隣接する農地の取得も希望しておりました。譲渡人の 2 名は、自身が

	高齢で農地の維持管理が困難であったため、譲受人が農地を希望したのに応じて譲ることとなりました。この件につきまして農地法第3条第2項の各号について抵触しないと考えます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告を1番のみお願いします。
委員	はい、9番中嶋です。8月7日に山本会長と中野委員と私、事務局2名合わせて5名で現地へ行って参りました。 1番なんですけど●●から●●方面に向かいまして、10kmくらい●●との境に行った所を右に入っていった所です。資料1ー3の申請地の少し右側に●●●●さんというお名前の四角い段々がありますけど、その上の畑を見に行きました。現状としては作物等々綺麗に植えられて、耕作出来た状態であったと思います。何の問題もないと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	はい、現地に行きましたけどよく耕作されていました。今後問題ないと思われますので、よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 それでは委員の皆さんより何か質問等ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)

議長	はいありがとうございます。全員賛成、よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 それでは議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 それでは、農地法第5条許可申請3件について説明します。 1件目、資料4を参照してください。所在地は●●●●●●、転用面積667㎡、申請人、●●●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●から南東にある準工業地域にある農地です。今回申請された農地は太陽光発電施設として使用予定です。この案件については農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 2件目、資料5を参照してください。所在地●●●●●●、転用面積477㎡、申請人、●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●の●●にある●●付近にある農用地区域内農地です。今回申請された農地はテント倉庫移設に伴う商品の積み降し場、および車両の回転場として利用予定です。またこの件につきましては農振除外の申請手続き中ですが、8月7日付で山口県知事より農振除外について異議なしの回答を得ております。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よってこの案件は農振除外の決定後に許可となります。 3件目、資料6を参照してください。所在地●●●●●●、転用面積536.61㎡、申請人、●●●●●●●●●●●●●●●●。申請地は●●●●●●●●●●から●●●●の交差点を●●方面に向かい曲がって入って行って、約700m地点にある2種農地です。申請地付近に●●●●●●●●●●が現在採掘を行っている鉱山があり、落石等の危険があるエリアのため、現在●●●●●●●●●●が住まれている方に立ち退きをしてもらって落石防止の工事等を進めているエリアとなります。この案件について農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。本日現地調査をされました委員の報告をお願いします。
委員	資料4なんですけど先程説明がありましたが、●●●●から●●●●方面に400m程度入ったところ●●●●の上り口の手前右側の、●●●●が通っているすぐ横です。現地調査しました結果、この地図で言う左側にもうソーラーパネル設置してありました。用水と排

	水の問題等もソーラーパネルになってますので問題ないと思います。 続きまして資料5です。●●方面から●●方面向かいまして、●●●過ぎたところに●●●●があります。それを右方面に向かいまして、●●と●●に向かう道路にちょうどぶつかったところに●●●●さんがあります。現地を見に行っただけで、圃場整備をされていない田んぼでした。端末にあるということで農地等に問題を起こすということはないと思います。大丈夫だと思います。 次資料6です。先程説明がありましたように●●●の信号から700m入ったあたりで、●●●方面に行く交差点の所です。会社の方とおうちの方とで円満に立ち退きの成立が終わっているそうです。お話がありましたように崩壊の危険があるということで、落石防止をしなければならない状況であるようです。立ち退きを要請しておりますので問題はないということで、ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ありましたらお願いいたします。
推進委員	大嶺地区の山縣です。1番について、今中嶋委員さんが言われたように別段問題はないと思います。よろしくお願いします。
推進委員	推進委員の松田でございます。2番●●●●さんの件ですが、先程中嶋委員さんが報告されたように何ら問題はありません。審議の方よろしくお願いいたします。
推進委員	3番目、伊佐地区の山田です。中嶋委員が言われた通り立ち退きの件ですが、問題はないと思いますので審議の方よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。他にございませんか？ よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)

議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第２号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第２号は原案の通り決定をし、番号２番については常設審議委員会の方に送付いたします。 それでは続きまして議事順位第３ 議案第３号 農振法に基づく農用地域除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	１件朗読。 それでは農振除外申請１件について説明します。資料７を参照ください。所在地●●●●●、申請地は●●●●●から北に約５００ｍ地点にある農用地域内農地です。今回の農振除外申請の目的としましては、土地所有者の子の住宅を建てる為の転用となります。またこの申請地全体で４６７㎡のうち、２０６㎡は既に農振除外が済んでおりまして、そこに倉庫が建っているような状況です。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
委員	今事務局から説明がありましたように、●●●●●、●●●●●の近くのところですよ。２０６㎡というのが農業用倉庫の前に除外申請があったと思います。今回はその前側っていったらいいかな？住宅とその横に車庫を建てようということで申請をあげていると思います。別に周りには本人の家があるだけで、前に田はあるんですけど用水と排水の問題で邪魔になるようなことは無いと思いますので、大丈夫だと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ありましたらをお願いいたします。
推進委員	綾木担当の佐藤です。今委員さんの説明されたように何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらをお願いいたします。

	よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第３号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第３号は原案の通り決定をし、調査委員の意見を添えて市長部局の方へ報告いたします。
	それでは続きまして議事順位第４ 議案第４号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 それでは本日配布しております令和６年８月３０日告示、令和６年９月１日開始の農用地利用集積計画をご覧ください。今回全体で４筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定とを合計いたしまして７，１９２㎡、貸し手が３名、受け手が２名でございます。 内訳は４ページでございます。改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の要件、農用地利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんよりご意見ありましたらお願いいたします。 西厚保長尾、大橋さん。問題ありませんか？
推進委員	ありません。
議長	はい。

	真名岩崎の担当委員さんは？はい。
推進委員	問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑等ございましたらお願いいたします。 無いようでしたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	議案第４号について原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成、よって議案第４号は原案の通り決定をいたします。 それでは続きまして議事順位第５ 報告第１号 農地法１８条 第６項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	２件朗読。 合意解約２件について報告します。 １件目、●●●●さんと●●●●さんとの間の契約の解除です。 ２件目、●●●●さんと●●●●さんとの間の契約の解除です。これは議案第１号の所有権の移転に伴うものです。 以上報告します。
議長	両方とも所有権？
事務局	２件目のみ所有権移転の為です。

議長	1 件目の次の耕作者は？
事務局	決まってないです。
議長	はい。地元委員さん、1 件目についてはまだ決まっていないそうです。努力の方よろしく願いいたします。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。 よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	特に発言等無いようでございますので、報告第 1 号を終わります。 続きまして議事順位第 6 報告第 2 号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1 件朗読。 現況証明願いの提出が 1 件ございましたので、説明いたします。 参考資料 8 をご参照ください。申請地は●●にある●●から道路を挟んで向かい側でございます。現在の所有者が平成 7 年に権利を取得しましたが、その時には既に駐車場となっており、その後もずっと駐車場として利用しております。以上報告します。
議長	はい、それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
委員	はい、今事務局から説明ありましたようにこちらから●●方面向かいまして、交差点を●●方面に 5 0 0 m 行った所に●●●●●●●●の●●●支所があるんですけど、道路の反対がわのちょっと入ったところになります。写真が付いていると思います。住宅と住宅の間にある土地で、線等もありますしもともと駐車場として使われていたようだという現状です。見られた写真の通りなので、何の問題もないと思います。よろしくお願いします。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員さんの補足説明お願いいたします。

推進委員	大田推進委員の岩山です。当日行けませんでしたので、後日確認を行いました。住宅街の中の空き地といった格好ですんで、何ら問題ないと思います。以上です。
議長	発言等無いようでございますので、終わりたいと思いますがよろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第2号終わらせていただきます。 続きまして議事順位第7 報告第3号 公共工事に伴う転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 公共転用の届出が1件ありましたので、ご説明いたします。資料9をご参照ください。 本件は●●●●が●●●●の護岸復旧工事を行う為の資材置場、また仮設事務所の設置のために一時転用を行うためのものです。 工事場所については、●●●と●●●のちょうど市境付近の●●●側となります。詳細については参考資料の通りです。以上報告します。
議長	はい、ありがとうございます。 特に発言が無いようでございますので、よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	それでは報告第3号を終わらせていただきます。 続きまして議事順位第8 報告第4号 農地法第6条 第1項の規定による農地所有適格法人報告書について、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 それでは別紙のほうをご覧ください。1件ほど●●●●●●●●より報告書の提出がありました。提出されました報告書の事業の

	状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査しましたところ適正であることをご報告申し上げます。以上です。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。特に無いようでしたら終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか？
委員	(はいの声)
議長	報告第4号を終わらせていただきます。 それではその他の報告に移りたいと思います、8月は相談日予約がありませんでしたので農業相談は行っておりません。以上で本日の議案並びに審議を終わります。何か委員の皆さんより発言等ございましたらお願いいたします。
委員	1点だけ。
議長	はい。
岸委員	今日前回の会議でこの会議が終了後農地振興部会をやるとしてましたけど、ちょっと手違いがありまして送信文書にお知らせを書いておりませんので、申し訳ないですが1月遅らせます。9月必ず行いますのでよろしくお願いします。
議長	他にないですか？ 無いようでしたら事務局よりお願いします。 それでは終了したいと思います。
事務局	互礼。

午後 2 時 4 0 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和 6 年 8 月 1 5 日

議長_____

署名委員_____

署名委員_____